

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和6年12月26日

【会社名】 株式会社東京一番フーズ

【英訳名】 TOKYO ICHIBAN FOODS CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂本 大地

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5363 - 2132

【事務連絡者氏名】 専務取締役 岩成 和子

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5363 - 2132

【事務連絡者氏名】 専務取締役 岩成 和子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和6年12月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和6年12月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 取締役6名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として、坂本大地、岩成和子、良川忠必、河原庸仁、前田豊司の5氏が再任され、梅原美樹氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。なお、前田豊司、梅原美樹の両氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役として、大森剛氏が新たに選任され、就任いたしました。なお、大森剛氏は社外監査役であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人として南青山監査法人が選任されました。

第5号議案 当社取締役（社外取締役を含む。）及び監査役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬決定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第6号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第7号議案 当社及び当社子会社の取締役、使用人及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 定款の一部変更の件 | 60,838 | 565 | 15 | (注)2 | 可決 98.82 |
| 第2号議案 取締役6名選任の件 | | | | | |
| 坂本 大地 | 59,227 | 2,176 | 15 | | 可決 96.20 |
| 岩成 和子 | 60,181 | 1,222 | 15 | | 可決 97.75 |
| 良川 忠必 | 60,266 | 1,137 | 15 | (注)3 | 可決 97.89 |
| 河原 庸仁 | 59,377 | 2,026 | 15 | | 可決 96.44 |
| 前田 豊司 | 59,463 | 1,940 | 15 | | 可決 96.58 |
| 梅原 美樹 | 60,267 | 1,136 | 15 | | 可決 97.89 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | | | | | |
| 大森 剛 | 59,024 | 2,379 | 15 | (注)3 | 可決 95.87 |

| | | | | | | |
|-------|--------|-------|----|------|----|-------|
| 第4号議案 | 60,760 | 643 | 15 | (注)1 | 可決 | 98.69 |
| 第5号議案 | 58,487 | 2,916 | 15 | (注)1 | 可決 | 95.00 |
| 第6号議案 | 58,394 | 3,009 | 15 | (注)1 | 可決 | 94.85 |
| 第7号議案 | 58,275 | 3,128 | 15 | (注)2 | 可決 | 94.65 |

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。